

栃木市条例第63号

栃木市駅前広場等迷惑行為防止条例

(目的)

第1条 この条例は、駅前広場等における迷惑行為の防止に係る施策を定めることにより、市民や来訪者が利用する駅の安全で快適な環境の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「駅前広場等」とは、市内に所在する鉄道駅に附帯する通路、連絡通路、歩道、ロータリー、緑地その他の付属施設をいう。

(迷惑行為の禁止)

第3条 何人も、駅前広場等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設及び器物を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すこと。
- (3) 座込み、寝そべりその他これらに類する行為をすること。
- (4) たばこの吸殻、紙くず、チューインガムのかみかす、空き缶、ペットボトル等を不法に投棄すること。
- (5) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為に該当すると認められるときは、当該行為を行った者に対し、違反行為の中止、違反物件の撤去又は駅前広場等からの退去を求めることができる。この場合において、市長の求めに応じないときは、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。